

市長の政治姿勢について

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えています。いま起きていることは、単なるバブルの崩壊ではありません。

極端な金融自由化と規制緩和をすすめ、投機マネーを異常に膨張させ、世界有数の巨大金融機関が先頭にたって、マネーゲームに狂奔する「カジノ資本主義」が破たんしたのです。世界の経済と、金融のあり方の根本が問われています。

同時に、日本の景気悪化をここまで深刻にさせている根本には、極端な外需・輸出だのみという、日本経済が抱えているぜい弱性があります。そのために、アメリカ経済が減速し、世界経済が混乱すると、日本の景気悪化が一気にすすむという事態がつくられているのです。

こうしたもとの、政治はどのような責任を果たすべきかが、いまきびしく問われています。

麻生内閣が景気対策の「目玉」にしているのが、2兆円規模の「給付金」です。痛みの押しつけを継続しながら、1回限りのばらまき、しかも3年後には消費税増税、これでどうして景気が良くなるのでしょうか。

日本共産党は、個人消費と内需に冷水を浴びせ、所得の低い層ほど重い負担を強いる消費税の増税に断固反対です。

市としても政府に対し、消費税増税反対の声を上げることが強く求めます。

合わせて、庶民生活を応援し、内需拡大につながる減税を実施すべきです。逆進性の大きな要因となっている食料品への課税をやめ、食料品非課税を緊急に実施すること。

また、自民・公明政権が2002年以降、定率減税の廃止や高齢者増税、医療改悪や年金保険料の連続引き上げなどで国民に押しつけてきた、累計で50兆円近くもの負担増・給付カットこそ見直すべきです。

所得の再配分という税制の民主的原則にたって、現在の税制のゆがみを正すことこそ、日本経済を立て直す上でも急務です。この10年間におこなわれた大企業や大資産家への減税は、年間ベースで7兆円にもなっています。

この結果、10年間に40兆円以上もの税収が失われました。大企業への行き過ぎた減税を改め、儲けにふさわしい課税を行うことが必要です。

国民への負担増を撤回し、大企業優遇の不公平税制を改めることを強く国に求めて下さい。

国民生活の基盤は、安心して働き続けられることです。しかし、自民・公明政権が労働法制の規制緩和を行い、低賃金で「使い捨て」ができる非正規雇用・「働く貧困層」を拡大させたことは、内需低迷の大きな原因になっています。

派遣労働や有期雇用など「使い捨て」労働を許さず、労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本改正し、期限のある雇用契約は、合理的な理由がある場合に限定する、労働基準法の改正をはかり、非正規雇用から正社員への転換をすすめることです。

不安定雇用と低賃金を放置したままで、経済を内需主導で成長させることはできません。

派遣労働法を1999年の改悪以前に戻すことを、国に強く要望してください。

以上についてのご所見をお示してください。

また次のことを求めます。

1、シャープやJFEをはじめとして、福山市の誘致企業に、派遣切りや正規労働者のリストラ、合意のない出向・配置転換などを行わせないように、市長が直接申し入れること。

1. 地域経済や、雇用・関連企業の経営に影響を与える、誘致企業のリストラ計画については全容を公表し、関係自治体と協議しするシステムを構築すること。

1. 福山市が、派遣切りやリストラを受け、働く場を失った人に対し、支援策を行うことを求めます。防災や農林業、道路整備など福山市の臨時職員として、雇用を行うことを求めます。

以上について、お答えください。

国保行政について

新年度の予算編成方針で、国保税の引き上げが示されました。その内容は、1人当たり基礎課税額 6355 円、後期高齢者支援金課税額 1133 円、介護納付金課税額 1825 円、計 9313 円の増額となるものです。

これまで、住民運動や議会論戦の成果として、福山市は、2000年度から2007年度まで、国保基礎課税分の引き下げを行ってきました。

しかし2008年度には、後期高齢者医療制度が実施に移され、後期高齢者医療支援分が課税されること、国保加入世帯に74歳以下の被保険者が移行され、医療費の増高が見込まれるとのことで、国保税が1人当たり約3000円引き上げられました。

ところが、医療費は予想外に膨らみ、国保会計を圧迫しています。国の悪政の波及で、国保会計が一層困難な状況にされてきたのです。

一方、景気悪化の影響で、リストラや派遣切りが行われ、国保加入世帯の生活は、一層悪化することが予測されます。

このようなときに、大幅な国保税引き上げは、市民をさらなる生活苦に追い込むものです。

引き上げの理由に、医療費の増高、75歳以上の高額所得者が後期高齢者医療制度に移行し、国保税の収入が低下したと説明しています。

それぞれの影響額をお示しく下さい。

今回は、基金約4億2000万円を取り崩して、医療費増高分の負担増を約半分に抑えた。一般会計からも約2億8800万円を繰入れ、引き上げ幅の縮小に努力したとしています。

市が、国保税の引き下げのために、一般会計からの繰り入れを起こしたことについては、評価するものです。

しかし、その努力では、とても賄いきれないほど、国の制度悪化の影響が波及しています。国保会計を困難に陥れている最大の原因である、国の責任を今こそ問うべきであります。

国の財政負担分34・5%を削減前の45%に戻すこと、後期高齢者医療制度の撤廃を国に強く要求すること。

さらなる、基金の取り崩しや、一般会計からの繰り入れで、今回の引き上げは回避することを求めます。ご所見をお示しく下さい。

国保諸制度の拡充について、出産手当金の増額と、「派遣切り」「リストラ」などの減収による保険税の減免制度拡充を評価するものです。

しかし、税の減免制度については、新年度限りとされており、これについては、恒常的な措置とし、福山市国保税申請減免制度の拡充を図ることを求めます。

資格証発行状況は、2009年1月末で1595世帯に上っています。

広島県内の自治体では、発行数第1位です。名実ともに市長の「発行しないことを基本に」の答弁を実現し、資格証明書の発行はとり止めることを強く求めます。

以上、それぞれについての、ご所見をお示してください。

介護保険制度について

政府が4月から全面実施しようとしている、新しい要介護度認定方式についておたずねします。

新方式では、要介護度の判定に必要な情報が大幅に削減されるため、生活実態とかけ離れた軽度の判定が増えるのではないかと、関係者から不安の声が上がっています。

厚生労働省は、新方式と現行方式で判定がどう変わるか、モデル事業を行っていますが、調査結果では、「要支援2」の31%、「要介護1」の19%、「要介護2」の28%の人が、現行より軽度に判定されています。

「要支援」から「非該当」とされた人も4%いる、とのこと。

「要介護」から「要支援」となった場合には、施設入所の資格を失い、訪問介護の利用も制限されるなど、生活に深刻な影響が及びます。

また、「要介護2」から、「要介護1」以下に変わると、電動ベッド等の福祉用具の使用は原則できなくなり、「非該当」になった場合には、介護保険サービスそのものを受けることが出来なくなります。

本市における影響について、どのように想定しているのか、お示し下さい。また、厚生労働省の新方式を試行した場合、介護度別に軽度判定される人数の見通しをお示し下さい。

新方式は事業所の経営にも影響を与えます。施設への報酬は、利用者の要介護度が下がるほど、低く設定されており、重度の利用者の減少に伴い、収入が減る仕組みです。

そのため、新年度から行われる報酬改定による増収分が相殺される可能性があります。

新制度では、「日常生活継続支援加算」が新設されていますが、「要介護4、5」の入所者の比率が65%の事業所、との制約があり、この加算ができなくなる事業所が出る可能性もあり、大きな痛手を被ります。

政府に対し、緊急に、新要介護認定の4月実施を延期すること。

必要な介護が削減されることのない制度とすることを強く求めて下さい。以上についてお示し下さい。

障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法の見直し時期にあり、厚生労働省は、同法改定案を3月上旬に国会に提出することを目指してきました。しかし、受けるサービスに応じて、負担する「応益負担」などを巡る、協議が決着せず、ここに来て、「流動的」になっています。

「応益負担」は、障害が重い人ほど負担が重くなり、障害を「自己責任」ととらえるもので、世論の強い批判があります。

厚生労働省は、「様々な軽減措置をとったことで、実態として、収入に応じた応能負担となっている」と、現状を肯定しています。

一方、与党プロジェクトチームは、2月12日に「利用者負担については、能力に応じた負担とし、法29条等の規定を見直す」という「見直しの基本方針」を掲げています。

このような経過には、世論の強い批判に、与党が「応益負担撤廃」を言わざるを得ないものの、実行に向けて踏み出しきれず、動揺している様子が浮かび上がっています。

政府与党の動向を踏まえ、障害者自立支援法における「応益負担」の原則についての認識をお示し下さい。

また、障害者に過酷な負担を強いる、「応益負担」の撤回を、政府に対して、強く求めて下さい。

以上について、お示してください。

報酬について伺います。

障害者に行き届いた支援をするためには、正規職員を中心に十分な職員を配置できる水準に、報酬を引き上げることが求められています。

厚生労働省は、事業所に支払う報酬を、4月から、全体で5.1%引き上げ、一定の要件を満たす事業所に、手厚く配分するなどの、改定案を発表しています。この報酬改定は、障害者自立支援法施行後、初めてのことです。

改定案では、人材確保とサービス向上のためとして、介護福祉士や常勤職員を、一定以上雇用するなどの、要件を満たす事業所に対し、20%加算などを新設しました。事業所が加算を取れるかどうかで、明暗が分かれます。

また、「日額払い制」への強い批判を受け、利用者1人につき、月4回のキャンセルまで、一定額を加算しますが、「月額払い制」に戻すことは、拒んだままです。

わが党の調査では、自立支援法の施行後、収入が減った事業所は、70%に及んでいます。

今回の改定案で、報酬引き上げになったことは、一定の成果と言えますが、「日額制」を前提にした報酬引き上げでは、焼け石に水です。

しかも、「用件を満たす事業所への加算」を多用しているため、加算をとれない事業所は、淘汰されかねません。

事業所間の競争が激化し、低所得者や介護度の高い利用者を、敬遠する傾向が強まる恐れがあります。支払いを「月額払い制」に戻すよう、国に強く求めて下さい。

また、事業所が安定した運営を続けられるよう、障害福祉報酬の抜本的改善を、政府に求めて下さい。

また、市としての支援策を、拡充することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示し下さい。

療育センター基本構想について伺います。

福山市は新規事業として、療育センター基本構想を、策定するとしています。

センターは、発達障害に限らず、幅広く発達に課題のある子どもを、対象とすることが求められます。

この療育センターは、**18**歳以下の子供に限らず、発達障害者のすべての、ライフステージにかかわる課題や問題について把握し、医療、福祉、教育、労働など、すべての分野にわたる、総合支援センターとして機能することが期待されます。

どのような療育センターにして行くのか、保護者や保健師、保育士や教職員、医療・福祉、療育関係職員、行政職員など、障害者にかかわる関係者の要望や、意見を十分に集約することを求めるものです。

また、学齢期を過ぎた青年や、成人障害者の問題について、特別の取り組みが必要であると、思量するものです。

ご所見をお示しく下さい。

何よりも、早期発見を支える小児神経科などの専門医師の確保、発達診断を行う心理士の確保を、今から進める必要があります。

計画と展望をお示しく下さい。

高齢者福祉 3 施策についてお伺いします

本市は新年度から、高齢者に支給する、長寿祝金の対象年齢から、77 歳を除外して、88 歳、99 歳、100 歳以上とする方針を明らかにしています。

そして、これまで年齢によって、1 万円から 5 万円としてきた給付額を、一律 2 万円に引き下げようとしています。この理由は、「77 歳は長寿とは言えない」から、というものです。

また、「老人交通費助成」事業についても、削減しようとしています。75 歳以上が対象のバス・タクシーの、年間 3 千円分の共通乗車券に所得制限を設け、削減しようとするものです。

さらに、「あんま等施術費助成事業」についても、事業そのものを見直し、別の事業に転換しようとしています。これらの事業は、高齢者の健康保持と、暮らしを支える施策として広く親しまれてきました。

ある 79 歳の男性は、老人交通費助成について「年寄りが外に出るにしても、タクシーを捨てるにしても、病院ひとつ行くのにも、今では足りないくらいです。もっと増やして良いくらいで、削減は絶対にしないでください」と語っています。

また、長寿祝い金については「戦後の厳しい時に、やっとやり繰りして生きてきたのに、何もかも年寄りに負担を押し

付けた上に、ひどい仕打ちだ。無駄使いしないよう、できるだけ節約し、一生懸命生きているのに、年寄りが邪魔者のように扱われている」と憤慨されています。

あんま施術費助成事業については、2006年には、「鍼灸あんまマッサージ指圧の、施術助成をより充実するよう求める要望書」が、老人クラブ連合会や、広島鍼灸師会などの団体から、市長あてに提出されており、この制度は関係者や住民から、存続を期待されています。

2月18日の民生福祉委員会の答弁では、この制度については、「治療効果がある」と認識が示されており、また、他市の利用状況と比較しても、本市の利用状況は、低いとは言えません。

現在の未曾有の経済不況の下、高齢者の暮らしを支える負担軽減策の廃止は許されません。

高齢者福祉3施策の、縮小・廃止方針を撤回することを求めます。ご所見をお示しくください。

これまで市は、「事業の転換であり、予算総枠は変わらない」「制度の廃止・縮小ではない」などと説明してきましたが、新年度予算を見る限り、予算削減は明瞭です。

平成21年度一般会計予算書によると、長寿祝い金は、8460万円から3880万円に、

優待交通費助成は、9454万5千円から8010万円に、
老人あんま施術費助成は、3750万円から3876万6千円に、

新規事業としては、おでかけ支援事業を900万円で計上して
います。

また、敬老行事を、5079万2千円から6087万9千円に増
額してはいますが、高齢者福祉3施策の合計で予算は、
3989万2千円も削減されています。

「代替事業」などと誤解を与える説明を行いながら、実態
は、高齢者を狙い撃ちにした、福祉削減に他なりません。

新年度からの、高齢者福祉3施策の縮小・廃止を中止する
ことを、強く求めます。

以上についてお示し下さい。

医療行政について

無料妊産婦検診が 5 回から 14 回に拡充されたことを評価するものです。

広島県が基金を作り、市町が 5 回を超して実施する場合、6 回目から 14 回目までの 9 回について、その費用の 2 分の 1 を助成する、制度の活用を図るものですが、県の基金は今後 2 年分とされています。

県に制度継続を要請するとともに、福山市としても 2 年限りとせず、当制度を継続することを求めるものです。

周産期医療の充実について

厚生労働省専門会議は、2 月 3 日、「周産期救急医療における、安心と安全の確保に向けて」、と題する報告書をまとめました。

報告書は、産科・新生児担当、麻酔科、救急の医師や、看護師などの不足が、深刻な状況にあると強調し、政府が、周産期救急医療に万全の体制を整備することを求め、

周産期母子医療センターの指定基準を見直すことや、各センターが提供可能な診療機能を明示し、病状に応じて、迅速に搬送できるようにすることなどを提言しています。

また、新生児集中治療管理室（NICU）不足の解消のため、出生1万人につき20床から、当面25床ないし30床に引き上げ、整備を進めるとしてあります。そのための、医師と看護師などの、人的資源の維持・拡充を喫緊の課題として、支援策を検討するとしてあります。

福山市における周産期救急医療の現状と課題について、お示しく下さい。

また、今後、福山市民病院が周産期救急医療にどのような役割を果たすのか、展望と計画をお示しく下さい。

乳幼児医療助成制度について、質問いたします。

福山市の制度を、中学校卒業まで、完全無料にすることを求めます。

当面、小学校卒業までの完全無料制度とすることを求めるものです。

小学校卒業までの完全無料制度とするため、また、中学校卒業までの完全無料にするためには、あと、どれだけの予算が必要となるのか、それぞれ試算をお示しく下さい。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

環境行政について

現在、ごみ問題の解決として、世界では、「脱焼却、脱埋め立て」を明確に打ち出し、ゼロ・ウェイスト社会の実現に向けた流れになりつつあります。

我が国では、「循環型社会形成推進基本法」と、各種リサイクル関連法が制定されていますが、いずれも実行性のある、拡大生産者責任を明確に規定したものではなく、

自主的なとりくみ規定にとどまり、拘束力や罰則規定がなく、あっても一部の製品に限定された、きわめて不十分なものとなっています。

また、従来から焼却や埋め立てへの、依存からの脱却がはかられないばかりか、国は、「プラスチックを可燃ごみに」との方針を打ち出し、資源リサイクルを正面から否定するに至っています。

本来の循環型社会を実現するためには、廃棄物をゼロにする目標を打ち出し、行動できる仕組みを、市民、事業者、行政の協力・協働によって整備することが重要です。

そこで、福山市環境基本計画について伺います。

計画案は、「ごみ減量」対策として、RDF事業を前提としたものとなっています。

もともとR D F事業そのものが、大量生産・大量消費・大量処分を前提としており、「ごみ減量」と矛盾しています。

また、R D F工場とR D F発電事業で、ごみ処理コストは4年間連続で増高しています。今後も市民負担を増やし続け、市民のごみ減量努力に水を差し、世界の流れと逆行しているR D F事業によるごみ処理は、転換するべきです。お答えください。

福山市環境基本計画案には、「粗大ごみ収集の有料化を検討」する、との項目があげられています。

しかし、ごみ減量化の問題は、住民への有料化の押しつけでは、解決しません。

住民と行政の協力、生産者責任の徹底でこそ、ごみは減らせます。

有料化せずに、処分するごみの量を減らしている名古屋市では、減量化にむけた徹底した分別収集を進めるため、行政と住民が徹底した話し合いを持ち、実績をあげてきています。

きっかけとなったのは、ごみ埋め立て処分場の用地として名前があがった藤前干潟を守ろう、と住民が声をあげたことでした。

行政と市民の話し合いや、「説明会」は約 **2,300** 回開かれ、市内 **94** 万世帯のうち、4分の1の世帯が参加し、町中のあちこちで、住民が分別や資源化の知恵を出し合う会話、「コミュニケーション」が行われた、ということです。

ごみ収集場では、市民が自主的に分別の援助を行うなどの光景も、生まれたとのことです。こうした活動が、市民の意識の変化を生み、買い物や消費行動にも影響を与え、ごみ減量を実現したと報告されています。

名古屋市の実践に学び、福山市でも、その実践に踏み出すよう、次のことを求めます。

1. 福山市環境基本計画案にある、「粗大ごみ収集の有料化を検討」との一文を削除するとともに、ごみ有料化はしないこと。

あわせて、「一般廃棄物処理基本計画」における、「家庭系粗大ごみについて有料化を検討する」との項目を見直すこと。

1. 市として、事業者、市民の協力のもと、資源をなるべく無駄にしない、ごみになるものは最大限、作らない、買わない、使わない、出さない、分別を徹底し廃棄物は再資源化していく社会、「ゼロ・ウェイスト」へと基本方針を転換し、実行に移すこと。

以上、お答えください。

商工・労働行政について

中小業者への支援についてうかがいます。

日本経済の技術と雇用を支える屋台骨である中小零細企業が、現下の経済危機のもと、大きな打撃を受けています。

日本経済が、外需に依存し、内需をないがしろにしてきたうえ、大企業が真っ先に減産し、それが中小零細企業に深刻な影響を与えているのです。

さらには、3大メガバンクが、大企業への貸し出しを増やしながら、中小企業向けはこの1年で、3兆4000億円も減らしていることは重大です。

大企業が年度末の資金対策でなりふり構わず、地方銀行にまで巨額の融資を要求し、中小企業向けの貸し出しが締め出される危険もあります。

銀行の貸し渋り・貸しはがしをやめさせる、監督・指導を抜本的に強め、中小企業の資金繰りと仕事を保障することが緊急に求められます。以上のことをふまえ、次のことを求めます。

1. 国に対し、銀行による貸し渋り、貸しはがしをやめさせるよう、指導・監督の強化を求めること。

市としても、金融機関に対し、中小企業・業者に、貸し渋り、貸しはがしをしないよう、強く要請すること。

1. 国にたいし、緊急保証の業種指定と部分保証を撤廃するよう求めること。

市は、それに先駆け、対象から外れている業種への、独自の保証制度を創設すること。

1. 既存の融資制度の利率引き下げ、返済期間の延長を行うこと。

1. 市として、「保証料、利子の補給」制度の創設を行うこと。

1. 中小業者に仕事を回し、雇用を守り、地域振興をはかる施策を講じること。

1. 市が発注する事業について、下請け事業者にたいする「買いたたき」、代金の期限内の未払いなどが行われないようにすること。

以上について、お答えください。

教育行政について

「子どもの貧困」問題について伺います。

貧困対策を子どもの立場から見直すことが、いま求められています。親の貧困が子どもの成長において、健康、学力、幸福度などに影響する、との研究結果が報告されています。

子どもの貧困対策の基本は、国連・子どもの権利条約です。条約は、すべての子どもが差別されることなく、命と健康、文化、教育による全般的発達と意見表明、社会参加等が権利として保障されなければならない、国及び社会は、「児童の最善の利益」を保障すること、と定めています。

日本の「子どもの貧困率」は、2006年データで、14・3%とOECD諸国平均の12・2%を上回っています。

さらに、子どもの貧困率を「再分配前所得」と「再分配後所得」で比較した結果は、OECD18カ国中、日本だけが1・4%増大しています。

社会保障制度や税制度の改悪で、日本の子どもの貧困率は悪化しているのです。さらに、現下の経済悪化と雇用破壊、くらしの危機が、子どものいのちと健康、発育、「年齢に応じた発達」をいっそう阻害しています。

子どもを貧困から守り、すべての子どもが健やかに育つ権利が保障されるよう、行政が今こそ知恵と力を総合的に発揮し、施策の充実に全力をつくすことを強く求めるものです。

その際、母子家庭の子どもへの支援を特別に強めることが求められます。日本の母一人子一人の母子家庭では、貧困率が57・9%で、OECD平均の21・0%の3倍近くと、飛びぬけて高率です。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます。

1. 行政として、子どもの貧困について、さまざまな視点から実態把握のための調査を実施すること。
1. 「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」のなかに、「子どもの貧困」対策の項目を起こし、特別の施策を講じること。
1. 児童扶養手当の額の引き上げと対象の拡大、父子家庭も対象とするよう、国に求めて下さい。
1. 拡充された **14** 回の無料妊婦健診を、すべての対象者が受けられるよう広報を徹底すること。
1. 子どもに、豊かな遊びと学び、文化、人間同士の触れ合いを提供できる児童館を計画的に設置し、必要な指導員を配置すること。
1. 国にたいし、就学援助の所得制限の基準を引き上げるとともに、削減した国庫負担の復活を求めて下さい。

1. すべての子どもにゆきとどいた教育を行うため、市長公約である「35人学級」の計画を速やかに策定し、実施すること。

1. 全国8割以上の自治体が中学校完全給食を実施している。
自校方式による、中学校完全給食を全校で実施すること。

以上について、お答えください。

特別支援教育について伺います。

2007年4月から、軽度発達障害（LD）、学習障害（ADHD）注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症の子どもへの支援をふくむ「特別支援教育」が本格化して、今年で3年目になります。

文科省によれば、LD、ADHD、高機能自閉症の子どもたちは、全児童・生徒の6%、全国の小中学校で60数万人と推計され、その多くが通常の学級で学んでいます。

「軽度発達障害」と言われていますが、子どもの悩みや状況は、決して軽いものではありません。たとえば、ADHDの子どもは、脳の働きに障害があるため、注意を集中する力や、考えて行動する力が弱いと指摘されています。

授業中、落ち着きがなかったり、周りからは、「とっぴ」と思われるような行動をとることがあります。そのため、友人関係がこじれるなど、問題が複雑化しがちです。

周囲の大人が、障害を理解せずに、「なぜ、じっとしてられないのか」など、怒り続けて、子どもの心を傷つけ、いっそう深刻な状況におちいることも少なくありません。

障害についての理解とともに、その子どもの背負っている悩みを受けとめて、丁寧にかかわる大人の存在が必要です。

また、多動や衝動などの行動を、単純に消去すべき「問題行動」と見るのではなく、次の発達への原動力と見る視点、発達視点が必要です。

障害や発達段階、課題を教師がよく理解し、周囲の仲間とのやりとりの中で、子どもみずからが、困難を克服していく力を育ませることが大切です。

以上をふまえ、次のことを求めます。

1. 早期発見、早期支援にむけ、市として実態調査を行うこと。

1. 専門的な知識を持つ教職員、学校支援員、介助員を増員すること。また、その待遇改善、身分保障をはかること。

1. 特別支援学級は、1学級8人の設置基準です。学級には多学年にわたる児童が在籍するなど、発達段階もことなり、指導に困難をかかえているところが少なくない。実態に合わせた学級編成ができるようにすること。介助員、学校支援員を、実態を踏まえて増員配置すること。

1. 軽度発達障害を含め、どの子にも丁寧な教育ができるよう、少人数学級を進めること。

支援学級や交流学級の中でも、必要に応じて、1対1で学習できるよう補助教員を配置すること。

1. 「支援助域」の中心となる特別支援学校は、統廃合を行うことなく、小規模分散を基本に地域密着型でつくるよう、県に強く働きかけること。

以上について、お示しください。

保育行政について

今、保育を「福祉」ではなく「商売の対象」にしてしまうのかどうか、正念場を迎えています。

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会は、**2月24日**の第一次報告で、市町村の保育実施義務に基づく現行の保育制度を大きく変え、利用者が保育所と直接契約を結ぶ「新たな保育の仕組み」を導入する改悪案を決定しました。

児童福祉法第**24**条に基づく市町村の保育実施義務をなくし、今後は「保育提供体制の確保」「利用支援」「保育費用の支払い」などの「実施責務」を市町村に課すとしています。

現行制度は、保護者は市町村に保育所の利用を申し込み、市町村が優先度の高い順に入所を決定していますが、新制度では、保育の必要性と量を市町村が認定し、それに基づいて利用者が「自己責任」で保育所と契約を結びます。

直接契約になれば、親は子どもを抱え、複数の園を駆け回り、入所園を探さなければなりません。

保育所の側にも、入所者選考という膨大な事務負担が発生します。個別契約となれば、保護者にも、保育所にも、混乱や事務負担の増大は避けられません。

また、都道府県の認可がなくても一定の基準を満たす企業や事業者は参入を認められます。

公の責任は大きく後退し、保育の質の低下や格差が生じることが懸念されます。

第一次報告は、「保育には国と自治体が責任を持つべきだ」との世論と運動を反映し、当初案にはなかった「公的責任の強化」「公的保育の保障」などの文言が盛り込まれました。しかし、これは字句上の手直しにすぎず、制度改変案の中身そのものを変えたわけではありません。

全国の、保育関係者や保護者は、制度改悪を押し返そうと署名運動を広げています。

三重県では、県議会と **29** 市町中 **25** 市町議会が直接契約を導入しないことなどを求める意見書を可決したのをはじめ、全国各地で現行制度の堅持・拡充を求める意見書が広がっています。

昨年12月の本議会で、わが党の質問に答え、現行保育制度について、「保育を必要とする保護者に対し、入所決定を市町村が行うなど、自治体の公的関与と責任の下で、保育を実施し、児童福祉の向上と、保護者の就労支援の面で効果がある制度」だと、評価する認識が示されています。

現行制度の堅持を国に強く求めて下さい。以上についてのご所見をお示しく下さい。

福山市の施策として以下の実現を求めます。

- 1、 公立保育所の民間移管を行わないこと。

- 1、 定員の125%のすし詰めを解消し、保育所を増設すること。

- 1、 保育所職員配置基準を拡充し、正規職員の配置を増やすこと。

- 1、 私立保育園の人件費を増やし、職員給与の公私間格差を是正すること。

以上、お答えください。

建設・都市行政

鞆港埋め立て架橋問題について

免許権者の県が埋め立て認可を国土交通省に申請して約半年が経過いたしました。

本件は、広島県と福山市が、排水権利者の完全同意や住民合意をえないまま、**2007年5月23日**埋め立て免許申請を行い、広島県は**6月**、国に免許交付の認可を申請。

現在、国土交通省・地方整備局が認可の可否について、審査を継続している状況となっております。

県や市は、同意の取れていない排水権利者は**5件**としてきましたが、**2007年4月**に、鞆の住民による埋め立て免許の差し止め請求訴訟が行われ、広島地裁は、排水権利者としては**56人**の原告適格を認め、景観利益については**163人**が原告適格を有するとしています。

多数の権利者の同意を得ないままの出願であります。

県・市は、「鞆住民の大多数が賛成」、**92%**、あるいは**90%**が賛成と強弁してきましたが、同計画を見直してほしいという署名は**12万筆**を超えたとのこと。

この署名に鞆町民の**28%**が署名しており、「大多数」「**90%**」の根拠は崩れています。

公有水面埋立法第 4 条第 3 項第 2 号の適用を図ろうとすれば、「失われる利益」と「新たに生じる利益」の比較衡量を行い、「新たに生じる利益」が明らかに上回る必要がありますが、国交省中国整備局は 8 月 1 日、8 分野 30 数項目とされる補足説明を県に求め、現在、一部の回答しか出されていない状況です。

1 月 25 日、藤田雄山県知事が直接、国土交通省への要請を行い、羽田市長が 28 日、金子国土交通大臣への要請に出向いています。大臣は、「伝統と歴史を持つ町並みを容易に損ねていいのか」「国民同意が必要」との考えを述べられています。

市長は、「反対派住民と話し合う必要はない」「学者の意見を聞く必要はない」などの発言を繰り返し、住民合意の形成にも背を向けて来ました。

にもかかわらず、「民主的手続きを経てきた」と強弁し、法を踏みにじって計画を強行しようとすることは、許されるものではありません。

韮町民をはじめ、市民、イコモスをはじめとする国際世論や国内外の著名人の意見にしっかり耳を傾け、景観を台無しにする当計画は、取り下げをを求めるものです。

今、必要なことは、鞆町住民の意見をよく聞き、生活環境を整備し、「鞆の浦」の景観を生かしたまちづくりについて、積極的な展開を図ることで、これには、万人の賛同が得られるものです。

昨年制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、略称「歴史まちづくり法」を活用して、重要伝統的建造物群保存地区にとどまらず、

鞆町内の観光資源を掘り起こし、お祭りなど町内の活動を含めた支援を行うことは、鞆町の未来にとって、極めて有効であると思量するものです。

積極的な活用を求めます。

また、活気ある鞆町や観光の観点からも、鞆の漁業を守り発展させることは欠かせません。

港に「もやう船」、朝とれた魚を箱車で売り歩く情景などは、鞆ならではの風情であります。具体的な漁業振興の施策を進めることを求めます。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

道路問題について伺います。

政府は、道路特定財源の一般財源化に伴い、新たな交通需要予測による道路事業の事業評価をしており、道路計画についてその厳格な見定めが求められます。

福山道路について、今後詳細な交通量が検討される中で、将来交通量の推計、費用便益費などの検証等が行なわれて、初めて必要な道路かどうかの判断がされるわけです。

住民からは、「福山道路の需要推計が出るまで計画は中断するべきだ」との意見が強く出されています。福山道路建設の中止を求めます。

国に対し、道路中期計画の中止を強く求め、福山市でも住民の根強い反対運動が続いている福山道路など**6**路線の建設を中止することを強く求めるものです。ご所見をお示してください。

瀬戸町山北町内会の共有地である里道をはさんで対向する民有地との境界確認の問題について、福山市土木管理課は、共有地の地権者の立会いと同意を得ず、民有地との境界確認を行なっています。

「福山市の境界確認の申請方法について」では、境界確認をする立会いを行なう際、里道・水路など、確認されたい官地が狭小の場合などは、対向する土地所有者の方にも立会人として集まってもらうことが規定されています。

福山市の境界確認のやり方は、市が決められている規定から逸脱しているのではありませんか。

この境界確認について、関係地権者の同意がないことから、官財課が確認の印鑑を押印していないのは、当然です。

これまで行なった、境界確認について、白紙に戻すことを求めるものです。御所見をお示してください。

神辺まちづくり計画について伺います。

「神辺まちづくり計画」のもととなっている「川南土地区画整理事業」は、30年以上前に、地権者・住民の反対により頓挫していたものです。

土地区画整理審議会議員の選挙で、反対派議員が多数当選し、当事業は事実上否決をされたのです。

合併時、前町長が福山市に強く要望したとの事で、合併建設計画案の「最重要課題」として盛り込まれました。

2006年、装いを変えて持ち出された「神辺まちづくり計画」は地権者・住民の多くから「いまさら、なぜ」「寝耳に水だ」と驚きの声が出されました。

土地区画整理事業の施行区域については、全体計画のなかでも、主要な都市計画道路周辺だけを組み入れた、極めて不自然な形となっています。

計画区域内には、公園が4か所、調整池が1か所の他、主な幹線道路建設として、南北方向に幅員16メートルの川南湯田村駅線、川南東線、東西方向に約300メートル間隔で、幅員18メートルの神辺駅御幸線、幅員16メートルの王子帰り線を通すとしています。

生活道路整備については、幅員6m、4mを新設・拡幅するとしています。

その結果、全体計画の総地権者数約1600戸のうち、約230戸の少数の地権者に、区画整理事業方式による高い減歩率と清算金という重い負担をおしかぶせるものとなり、地権者からは合意が得られておりません。

地区計画地域では、都市計画道路については、用地買収方式で行われるものの、幅員9m、6m、4mの生活道路用地は無償提供とされています。

市街化調整区域への編入地域では、市街化区域に指定されているため、宅地並み課税がかけられ、農家への負担をいっそう重くしています。

以上のことをふまえ、次のことを求めます。

1. 住民合意の得られない神辺まちづくり計画は白紙撤回すること。どのようなまちづくりを行うかについて、はじめから住民主人公で話し合い、計画を策定すること。
1. 住民が必要とする道路や公園など、生活環境整備は、用地買収方式で実施すること。
1. 市街化調整区域への編入区域においては、すみやかに市街化調整区域への編入を行うこと。
1. 農地の固定資産税を軽減すること。

以上について、お答えください

福山駅前再開発事業について伺います。

東桜町市街地再開発計画では、マンション約140戸の分譲を担当していた章栄不動産が負債総額292億円をかかえ民事再生法の適用を申請しました。

伏見町市街地再開発事業では、アーバンコーポレーションが経営破たんし、再開発ビルの事業パートナーを正式に辞退しています。

福山市の住宅供給率は、早い時期に120%を超え、近年福山駅前周辺や周辺部もマンションの建設ラッシュが続き、いまや過剰供給となっています。

民間調査会社の発表によると、**2008**年の全国のマンション発売戸数は、前年比**26.7%**減と落ち込み、**16**年ぶりに**10**万戸を割りこんでいます。

2000年には18万8343戸の発売戸数が2008年には9万8037戸、52・8%まで減少しています。中国圏での発売戸数は、2357戸で、対前年比54・7%も減少しています。

今後、少子化の影響で人口減を迎えることも考慮すれば、保留床処分の見通しが立たないことが懸念され、見直しが必要であります。

基礎工事の段階で損失の少ない今、高層マンション建設を核とする計画を白紙撤回し、一から地権者と話し合い、今後の経済動向や人口動向を見定めた慎重な方向を定めるべきではありませんか。ご所見をお示しください。

福山駅前ひろば整備について伺います。

福山駅前広場整備事業は、伏見町や東桜町市街地再開発事業の高度土地利用を前提とした大型公共事業です。

当初の計画には地下駐車場はありませんでした。

地元4町内会からは、外堀遺構の国史跡追加指定、地下送迎場設置の中止など、市の計画案の見直しを求める要望書が出されています。

地下送迎場の急カーブについては、「ヘアピンカーブを運転出来ますか？」として、「市民にとって不便になるのは我慢できない」との意見が表明されています。

地元住民の合意がない地下駐車場計画は撤回し、福山城遺構を損傷しない平易な整備に改めることを求めます。

バブル期の延長であるかのような大型公共事業は厳に戒め、今後のまちづくりについて真摯に検討することを求めます。

お答えください。

人権・同和行政について伺います。

日本国憲法は、他国の憲法に類をみない、豊富で充実した人権規定を定めた先駆的な憲法です。

第13条には、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を、第25条には、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を、国民の基本的人権として保障しています。

第97条は「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利」だと規定しています。

そして、憲法制定以来、主権者国民の粘り強い運動やたたかいによって、基本的人権の内容はより豊かなものへと、かちとられてきました。

ところが、アメリカ、財界いいなりの自民・公明政治は、「市場原理主義」と「個人責任論」の名のもとに、「派遣切り」や「使い捨て」労働を横行させ、年金・医療・障害者施策をはじめとする社会保障制度を破壊・改悪し、国民の基本的人権をいちじるしく侵害しています。

いま大事なのは、こうした政治、社会を、憲法の民主的な条項に照らして、全般的な人権保障に切り替えること、貧困と格差や、社会のゆがみをただしてゆくことです。

一方、福山市では、同和対策諸制度終了後も、人権推進行政と名称を変え、部落解放同盟にたいし、補助金の支出、福山市人権交流センター内での事務所無償貸与を続けています。

いつまでも特定の運動団体を優遇し、行政の主体性、公平性が欠如したあり方は、差別解消に逆行するものです。次のことを求めます。

1. 部落解放同盟への団体補助金は廃止し、地域の民主団体の活動に統合すること。

1. 部落解放同盟への人権交流センター内での事務所無償貸与をやめること。

1. 福山市同和対策審議会設置条例の廃止を行うこと。

以上、お答えください。